

修繕積立金の支払に対するリバースモーゲージを活用する場合の管理規約改正案

現行規約	改正案（アンダーライン部分）
<p>(修繕積立金)</p> <p>第28条 管理組合法人は、修繕積立金を土地及び共用部分の特別の修繕のために積み立てるものとする。</p> <p>2から3 省略</p>	<p>(修繕積立金)</p> <p>第28条 管理組合法人は、修繕積立金を土地及び共用部分の特別の修繕のために積み立てるものとする。</p> <p>2から3 省略</p> <p><u>4 管理組合法人は、高齢等の特段の事情により組合員からの申出があった場合、〇〇規則に基づき、次年度以降の一定期間の修繕積立金として充当する金額を受領することができる。</u></p>
<p>(区分経理)</p> <p>第29条 管理組合法人は、管理費ならびに修繕積立金をそれぞれ区分して経理しなければならない</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第29条 管理組合法人は、管理費ならびに修繕積立金をそれぞれ区分して経理しなければならない。</p> <p><u>2 前条第4項で受領した、翌年度以降に充当する修繕積立金について別途区分して経理しなければならない。</u></p>
<p>(規則の制定)</p> <p>第38条 管理組合法人の業務遂行のため、以下の各号に掲げる規則を定めるものとする。組合員はこれら規則を遵守するものとする。</p> <p>一から六 省略</p>	<p>(規則の制定)</p> <p>第38条 管理組合法人の業務遂行のため、以下の各号に掲げる規則を定めるものとする。組合員はこれら規則を遵守するものとする。</p> <p>一から六 省略</p> <p><u>七 〇〇規則</u></p>

現行規約	改正案（アンダーライン部分）
<p>(管理費等の徴収)</p> <p>第63条 管理組合法人は、第25条に定める管理費等及び第31条に規定する使用料のうち駐車場使用料について、組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により、当月分は前月の末日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、団地総会でその額及び徴収方法を決議する。</p> <p>2から5 省略</p> <p>6 組合員は、納付済の管理費等及び使用料（駐輪場の前払使用料を除く）について、その返還請求又は分割請求をすることができない。</p> <p>7 省略</p>	<p>(管理費等の徴収)</p> <p>第63条 管理組合法人は、第25条に定める管理費等及び第31条に規定する使用料のうち駐車場使用料について、組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により、当月分は前月の末日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、団地総会でその額及び徴収方法を決議する。</p> <p>2から5 省略</p> <p>6 組合員は、納付済の管理費等及び使用料（駐輪場の前払使用料を除く）について、その返還請求又は分割請求をすることができない。</p> <p>7 省略</p> <p>8 <u>管理費等のうち、修繕積立金につき、第28条第4項の規定による次年度以降の金額相当分については、第1項の規定によらず、〇〇規則の規定に従い、受領および管理を行う。また、受領した積立金額は、月次の徴収（当年度の修繕積立金への振替）を行わず、毎年度期初日（初回は支払があった日）に、当年度分を一括して処理することができる。</u></p> <p>9 <u>第8項により受領した次年度以降に充当する修繕積立金額については、〇〇規則に規定した事由がある場合には第6項にかかわらず、償還しあるいは他の納付金に充当することができる。</u></p>